



臨時号10/18

十津川

村報とつかわ

お5ぶりのハッチプレス「心身再生の鍵」

【発行】十津川村総務課

(災害対策本部 広報班)

〒637-1333吉野郡十津川村小原225-1

tel0746-62-0001 fax0746-62-0210

公式HP: <http://www.vill.totsukawa.lg.jp>

メール: soumu@vill.totsukawa.lg.jp

この臨時号は、10月17日(月)時点の情報をもとに作成しています。

被災者支援

☑『台風12号災害復旧対策資金』

●対象者:次に該当する中小企業

①台風12号災害で事業用資産に被害を受けた者(り災証明書を添付してください)

②台風12号災害で事業所を有する者で該当災害に起因して、災害後3か月の売上高などが前年同期比10%以上減少した者(減少見込みも可)

●実施期間 平成24年3月31日まで

●資金内容

・資金用途:設備資金・運転資金(上記対象者②は運転資金のみ)

・融資限度額:設備資金 8,000 万円、運転資金 8,000 万円(併用可)

融資利率:1.735%/融資期間:10年以内(内据置1年以内)/保証料率:0.6%以内(奈良県信用保証協会の保証が必要)

・申込先:制度融資取扱金融機関

商工中金奈良支店/南都銀行/りそな銀行/大和信用金庫/奈良中央信用金庫/奈良信用金庫/近畿産業信用組合/新宮信用金庫十津川支店

【問】県地域産業課 金融支援係 ☎0742(27)8807

上記制度融資取扱機関各支店

奈良県信用保証協会本店 ☎0742(33)0552

高田支店 ☎0745(22)9551

☑災害時における雇用保険失業給付の特別措置について

災害救助法適用に伴い、奈良労働局では、雇用保険の失業給付の支給に関して、次の特別措置などを設けています。

●ハローワークへ行くことが出来ない求職者のための失業認定日の取扱について

⇒雇用保険失業給付を受給しているが、台風の影響で、指定された失業の認定日にやむを得ずハローワークに来所できなかった場合、ハローワークに申し出ると、失業認定日が変更できます。

●次の要件を満たす方は、雇用保険失業者給付の支給を受けることができます。

⇒村内に所在する事業所で雇用されていた方で、災害を受けやむを得ず事業所が休業するため、一時的に離職し離職前の事業主に再雇用される予定がある方

●制度利用の留意事項

⇒求職者給付の支給を受けた方は、休業が終了し、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されません。

●特別相談窓口では、台風の影響に関する相談を総合的に受け付けています。

⇒被災した事業場の雇用維持など

⇒被災した事業場の労働者に対する雇用保険の支給

【問】ハローワーク下市 ☎0747(52)3867

☑『農林業災害に対する融資制度』

— (株)日本政策金融公庫 —

奈良支店農林水産事業 ☎0120-926-457

<http://www.jfc.go.jp/a/finance/rate.html>

1. 農林漁業セーフティネット資金(農業)

●制度

⇒不慮の災害や社会的・経済的な環境の変化などで、資金繰りに支障を来している場合などに、経営の維持安定に必要な長期運転資金を融資する制度です。

●ご利用できる方

⇒認定農業者、認定就農者、所得の過半が農業所得の方、農業の粗収益が200万円以上の方(個人)など
※融資には、村長が発行する「り災証明書」が必要。

●償還期限(うち据置期限)

⇒10年以内(3年以内)

●融資限度額

⇒一般 600万円 特認 年間経営費などの3/12以内(簿記記帳を行っていて特に必要と認められる場合)

2. 農林漁業セーフティネット資金(林業)

●制度⇒同上

●ご利用できる方

⇒(個人)林業所得が総所得の過半を占める、または林業粗収益が200万円以上の方

⇒(法人)林業売上高が総売上高の過半を占める、又は林業売上高が1000万円以上の法人

●償還期限(うち据置期限)

⇒10年以内(3年以内)

●融資限度額

⇒一般 600万円 特認 年間経営費などの3/12以内(簿記記帳を行っていて特に必要と認められる場合)

3. 農林漁業セーフティネット資金(漁業)

●制度⇒同上

●ご利用できる方

⇒(個人)漁業所得が総所得の過半を占める、または漁業粗収益が200万円以上の方

⇒(法人)漁業売上高が総売上高の過半を占める、または漁業売上高が1000万円以上の法人

4. 農林漁業施設資金(災害復旧)

不慮の災害や社会的・経済的な環境の変化などで、資金繰りに支障を来している場合など復旧に必要な資金を公庫が融資する制度です。

●ご利用できる方

⇒農業を営む者(※融資には、村長が発行する「災害証明書」が必要)

●資金使途

⇒災害により農林漁業者などが被害を受け、経営に打撃を受けた場合に、農林漁業施設などの復旧を行うために必要な次に掲げる資金

(1) 個人施設

農舎、畜舎、農作物育成管理用施設、農産物処理加工施設、農機具などの復旧に要する費用

(2) 果樹の改植又は補植費用

・償還期限(うち据置期間)／個人施設:15年以内(3年以内)／果樹改植など:25年以内(10年以内)

・融資限度額／負担額の80%または1施設当たり300万円(特認600万円)のいずれか低い額

注※いずれもご利用できる要件がありますので、詳しくは日本政策金融公庫にお問い合わせください。

⇒国民年金保険料免除・納付猶予申請書

【原則として】

⇒り災証明(役場で発行するもの)、または被害農林業漁業者などに認定された被害認定書の写し

【り災証明書がない場合】

⇒国民年金保険料の免除の特例承認に係る被災状況届(国民年金保険料免除申請書用)

【保険金・損害賠償金などが支給される場合】

⇒保険金・損害賠償金額などが確認できる証明書の写し

【本人以外が提出する場合】

⇒委任状

●免除される期間など

①免除が承認される保険料の期間は、事由の発生した日の前月分から翌年の6月分まで。

②保険料納付が困難な場合は、お早目に申請してください。(平成24年6月までの期間の申請期限は平成24年7月未まで)

③翌年7月分以降の保険料についても免除を受けたい場合は、翌年7月以降で申請期限に改めて申請してください。

【問】住民課 ☎0746(62)0900

【問】大和高田年金事務所 ☎0745(22)3531

☑『専門家による中小企業向け経営特別相談会』

●対象者:台風被害を受けられた中小企業の経営者の方々

●日時:10月21日(金)10時~16時

●場所:五條市商工会(奈良県五條市本町3-1-13)

●内容:災害復旧のための経営に関する特別相談会

【問】近畿経済産業局 中小企業課 ☎06(6966)6023
五條市商工会 ☎0747(23)2116

国・県・市町村の支援

☑多くのご支援をいただいています

●国土交通省近畿地方整備局

⇒現在は8人が活動されていて、派遣当初から累計すると、延べ1473人の方が村の災害支援活動に携わっていただいています。

●奈良県現地災害対策本部

⇒第6陣 10/14~21(上田本部長ほか4名)

●建設課(技術職)

⇒斑鳩町(3人)10/11~3か月/生駒市(3人)10/11~2週間/河合町(2人)10/17~1週間/三郷町(2人)10/24~1週間/奈良市(2人)10/3~1か月

●生活環境課(水道技術者)

⇒川西町(1人)10/3~1週間/王寺町(1人)10/11~1週間/生駒市(1人)10/17~1週間

●福祉事務所(事務職)

⇒新十津川町(1人)9/18~2か月

●観光振興課(事務職)

⇒新十津川町(1人)9/18~2か月/生駒市(1人)10/1

— JAならけん —

融資運用部融資課 ☎0742(27)4227

<http://www.ja-naraken.or.jp/>

osirase/taifu12_2011092202.pdf

■台風被害復興支援資金

平成23年9月3日から4日にかけての台風12号によって、農業被害を受けられた組合員の方に対し、経営再建に必要な資金を、農協が融資します。

●対象者⇒組合員で台風被害に遭った農業者など
※融資には、村長が発行するり災証明書などが必要。

●資金使途⇒台風被害による

(1)農業用施設の再建費用(設備資金)／(2)運転資金

●融資期間(うち措置期間)

(1)設備資金7年以内(1年以内)／(2)運転資金3年以内(1年以内)

●貸付金利⇒年0.6%

●融資限度額⇒500万円以内で、再建費用の範囲内
※ただし、農業共済など共済金受取見込額を除く。

●取扱期間⇒平成24年3月30日まで

☑国民年金保険料について

国民年金保険料は、風水害などで被災し、納付が困難な方は納付を免除される場合があります。

●申請に必要な書類は次のとおりです

【役場に提出いただくもの】

7～1週間

●総務課(事務職)

⇒新十津川町(1人)9/18～2か月／川西町(1人)10/3～1週間／王寺町(1人)10/11～1週間／生駒市(1人)10/17～1週間

仮設住宅

☑仮設住宅の建設始まる

家屋が全壊または流出した世帯、避難指示や孤立集落の世帯の方々が入居される県の応急仮設住宅の建設が14日、十津川村と野迫川村で始まりました。本村では、沼田原、谷瀬、湯之原、平谷の4地区に30戸が建設され、11月中旬に完成し同月下旬までの入居を目指しています。仮設住宅は、2重サッシを設けバリアフリーにも対応しています。



↑ 湯之原地区(2戸)

沼田原地区(3戸)→

村を元気に

☑『地域のニュースフラッシュ』

●大字上湯川の上湯川きのこ生産組合で、通常のブナシメジより3倍大きい「十津川ジャンボブナしめじ」の出荷が、鍋の季節を前にピークを迎えています。台風12号で5日間停電するなど栽培中のキノコに多くの被害がでましたが、「これからも協力し合って村を立て直したい」と岡本代表理事は話されました。

●台風被害を受けた村を勇気づけようと企画された「みんなの運動会」が9日、昴の郷芝生広場で行われました。主催した小学校の保護者らでつくる「おやじの会」

は、「子どもたちの元気な姿が村を元気にする」と話されました。

●台風12号で道路が寸断し生徒たちが登校できないため休校していた県立十津川高校が11日、授業を再開しました。自宅に戻っていた寮生たちも10日に、スクールバスと県教育委員会が用意したバスで村へ。友人との再会に「メールで連絡を取り合っていたけど会えてうれしい」と笑顔で話されていました。休校中は、通信教育で授業を続けていましたが、今後は7時間授業を行うほか、11月10日に体育祭、翌日には文化祭が行われる予定です。

●湯泉地温泉で被害を受けた源泉2つのうち、1つが仮復旧しています。

●台風12号で被害を受けた県南部の市町村を応援しようと奈良産業大学三郷キャンパスで15日、「県南部地域応援イベント」が同大学の大学祭と合わせて行われました。会場に設けられた「心いきマーケット」では、黒滝村のイノシシロッケ、串こんなどのほか、十津川産キノコ、なめこおろしそば、上湯温泉の温泉水コーヒーや和菓子などの模擬店が並び、学生らの人気を集めていました。十津川村から、こんにゃくやめはり寿司を運んだ千葉高弘さんは「避難所生活の方や行方不明の方がいる。今こそ助け合いの心を」と話されました。

また、十津川高校生のビデオメッセージの上映も行われ、今回のイベントを企画した学生ら20人は「現地には行けませんが、自分たちにできることをしたかった」と話していました。

●村の3温泉地の源泉を玉置神社に奉納する「供湯祭」が19日に行われるのを前に、奉納するしめ縄作りが12日、小原の滝の湯で行われました。しめ縄は当日に本殿と神大杉、大杉などに飾るもので、長さは約13m～9m。この日朝から集まった観光協会のメンバーと村民のみなさんは「しめ縄に復興への願いを込めたいという気持ちはみんな一緒」と手際よくしめ縄を編み上げていました。

新十津川町より

☑『新十津川町長来村』

新十津川町の植田満町長と同町藤澤総務課長が13日、本村を訪問され、町から見舞金5千万円や町民のみなさんから集まった1千万円を超える義援金の目録を、村上副村長に贈られました。このほか、町内の小学生から応援フラッグ、中学生からは応援メッセージが入ったビデオレターも同時に届けられました。植田町長は「人と地域と自然が一日も早く復旧されることを願っています」と話されました。

☑『明和会の5人が介護の応援で来村』

新十津川町の社会福祉法人「明和会」から5人の職員が15日、本村の特別養護老人ホーム「高森の郷」に介護の応援で来村されました。高森の郷で施設長の深瀬さんに迎えられる中、明和会の理事長西川さんは「かつて災害から立ち直った村。必ず復興できる。地域づく

りを行ってきたお年寄りの心の支えになりたい」と話されました。西川さんらは20日まで滞在されます。

消防団搜索活動

現在、4班集体で行方不明者の搜索活動が、行われています。10月末の搜索活動は次のとおりです。

●班体制⇒1班(第1分団)／2班(第2と第3分団)／3班(第5と第6と第7分団)／4班(第8と第9と第10分団)

●活動計画⇒20日(1班)／21日(2班)／22日(3班)／23日(4班)／25日(1班)／26日(2班)／27日(3班)／28日(4班)／30日(1班)／31日(2班)

ありがとう自衛隊員のみなさま

台風12号災害で、十津川村と五條市に災害派遣されていた陸上自衛隊が14日、撤収を迎えました。京都府宇治市に駐屯する第4施設団第7施設群を中心とする部隊は、県の要請で9月4日から村に派遣され約40日にわたり、車両4500台と一日の最大人員356人の延べ1万668人は、土砂崩れが起きた道路の復旧や食料、水、避難者の搬送、行方不明者搜索にあたられました。



(那知合出身の松実隊員)



(小原出身の笹内隊員)

自衛隊の撤収に伴い、村では午前9時から住民ホールで「見送り式」を行い、出席した自衛隊員60人を前に、村上副村長や中南議会議長が「被災当初から一番に駆けつけていただいたのが自衛隊のみなさん。これから復興に向けて村は頑張っていきますが、皆さんにその礎を築いていただきました」と感謝を述べました。第7施設群長の米津浩幸1等大佐は「皆さんの『ご苦労様

です。ありがとう』の言葉を励みに活動を続けることができました。毎年訓練をさせていただいている村で活動ができ、また、十津川村出身の笹内や松実が村のために少しでも恩返しのできたことを誇りに思っています。村の皆さんに一日でも早く笑顔が戻るよう隊員一同祈念いたします」と述べられました。

式後、役場前に集まった約150人の村民の皆さんが、「ありがとう」と手を振りながら帰路に着く自衛隊員を見送りました。

村出身の自衛隊員である笹内さんは「村を離れるのは残念ですが、引き続き支援に携わりたい」、同じく松実さんは「先は長いですが、お互い頑張りましょう」と最後まで、村にエールを送っていただきました。

自衛隊員のみなさん、本当にありがとうございました。

(見送り式の様子)



生徒が応援看板を

小原中学校の生徒が十津川生き生きプロジェクトの「広げよう!!ふるさとの木」グループの活動で作製した木製の看板を18日、村教育委員会事務局に届けました。看板には「がんばろう十津川!!」の文字が入っていて、作成した生徒4人は「一日も早い村の復興を願って作りました」と話しました。看板は、役場2階の教育委員会事務局前の廊下に飾られています。

